

令和6年6月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年6月6日（木）午後2時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 報告第11号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 5 議案第11号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第12号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第13号 市川市博物館協議会委員の解任及び任命について
議案第14号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第15号 市川市文化財保護審議会への諮問について
議案第16号 市川市少年補導員の委嘱について
 - 6 報告第12号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第11号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 2 議案第11号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第12号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第13号 市川市博物館協議会委員の解任及び任命について
議案第14号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第15号 市川市文化財保護審議会への諮問について
議案第16号 市川市少年補導員の委嘱について
 - 3 報告第12号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について

- 4 その他(1) 令和6年度における教科書展示会について
 その他(2) 令和6年度市川市奨学生応募・決定の状況

5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	六郷	真紀子
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
学校教育部次長	小島	信也
教育総務課長	益子	隆史
教育施設課長	竹林	英介
青少年育成課長	舘野	裕之
社会教育課長	渡邊	雅直
中央図書館長	米田	有貴子
考古博物館長	小笠原	勝海
義務教育課長	小林	義行
学校安全安心対策担当室長	大熊	和男
学校環境調整課長	三浦	将之
指導課長	関原	一久
就学支援課長	生澤	治
保健体育課長	清水	秀峰
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	新田	伸子

//	副主幹	稲葉	京子
//	主 査	福井	輝

○教育長

それでは、ただ今から、令和6年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定によりまして、本日1日いたします。なお、本日の会議におきましては、追加議案が1件ございます。審議案件は、追加議案を含む、議案6件、報告2件、その他2件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第12号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定によりまして、議事を公開しないこととしておりまして、これではよろしいかお諮りしたいと思います。非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事につきましては、公開案件がすべて終了してから行うものといたします。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定によりまして、会議録署名委員は、広瀬由紀委員と田中大介委員を指名いたします。続きまして、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定によりまして、教育長におきましては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。本日は説明の都合上、まず「報告」に入ります。報告第11号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」を説明してください。

○教育長

教育長でございます。次の議案第11号におきまして、令和5年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行うにあたり、市川市教育振興審議会の意見を求めることについて、ご審議いただく予定でございますが、この事務には教育委員会から教育長に委任された事務も含まれますことから、私に委任された事務の管理及び執行の状況につつま

して、議案第11号の審議に入る前に、報告させていただきます。

別冊1の、令和5年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価という点検・評価報告書（案）をご覧いただきたいと思います。このうちの1ページ目、冒頭1の点検・評価の概要でございますが、この概要につきましては、今説明したとおりの内容でございます。次に2ページの令和5年度の教育委員会の活動状況、真ん中あたりの主な取組、教育行政運営方針に掲げた取組の実現について、簡単にご説明いたします。新型コロナウイルスが5類感染症に移行しまして、対面による活動が再開されました。中学生の相互交流派遣事業でもこれを再開したものでございます。また、成人式は混乱を避けるために、2部開催として開催したところでございます。放課後子ども教室の開室では、小学校及び義務教育学校全39校で完了いたしましたところでございます。また、放課後保育クラブは信篤小学校及び塩浜学園に新たに開室しております。国府台遺跡はレーダー探査を行っております。学校給食費の無償化でございますが、令和5年4月からは全校で実施をいたしましたところでございます。また、新たに今年度から第4期の教育振興基本計画を策定させていただいたところであります。4ページをお開きください。5番の活動のふりかえりと今後の取組の方向性でございます。令和5年度は、第3期、前期の教育振興基本計画の最終年度でございます。先ほど申しましたが、新型コロナウイルスが5類感染症に移行しましたが、このコロナの間、教育の質を落とすことなく取組を進めてきたところでございます。また、先ほど申しましたが、学校給食費の無償化を令和5年から行っております。また、文部科学省の調査によりますと、全国の不登校の小・中学生は過去最高ということになっております。本市もこの傾向にございます。また、特別な支援を要する児童生徒、あるいは外国籍の児童生徒も増加している状況にございます。指導におきましては適切な対応にさらに努めてまいりたいと思います。次の5ページおよび6ページをお開きください。第3期の教育振興基本計画に基づく事務の点検・評価でございます。5ページに方針が3つございます。方針1は、感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きることのできる子どもを育てる、というものでございます。この方針の下、5つの目標と、次の6ページにございますように、15の施策がございます。方針2は自分らしく輝くための学びの環境の実現と学びのセーフティネットを構築する。これにつきましては、4つの目標と19の施策を掲げております。方針3ですが、社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する。この下で、3つの目標と10の施策を掲げています。合わせて、12の目標と44の施策を実施していたところでございます。これに関しましては7ページ、施策の評価の目安が図示されています。また、8ページに成果指標のグラフの見方を示しております。9ページ、10ページでは、凡例の説明を載せております。11ページを

お開きいただきたいと思います。これらに従った評価の一覧でございますが、先ほど申し上げました施策毎に評価を行い、施策の実現が図られてきているものは◎（にじゅうまる）、実現が概ね図られてきているものは○（まる）、実現が図られてきているといえないものは△（しろさんかく）、実現が図られていないものは▲（くろさんかく）で示しています。結果としては、◎（にじゅうまる）が1、○（まる）が39、△（しろさんかく）が4であり、前年度と比べると◎（にじゅうまる）が1つ増えております。○（まる）は3つ減っており、△（しろさんかく）は2つ増えております。この内容について、7点ほど私から簡単にご説明します。19ページをお開きください。読書教育の推進でございます。ページ中央の評価をご覧ください。評価は△（しろさんかく）となっております。昨年度の○（まる）から変更させていただいております。評価の理由でございますが、20ページでございます成果指標4.「お子さんは誰とでも優しくかわっている」と回答する保護者の割合は横ばいなのですが、次の10.「読書は好きです」と回答する児童生徒の割合が減っております。ICTの活用などを行っているのですが、子ども達の回答から、施策の実現が図られてきているとはいえないと考え、○（まる）から△（しろさんかく）に変更しております。次に24ページをご覧ください。児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進でございます。評価は○（まる）でございます。25ページの成果指標14から16は概ね横ばいでございますが、17.全国学力・学習状況調査の結果では、国基準と同等もしくは上回っていることから、引き続き評価としては○（まる）とさせていただきます。次に30ページをご覧ください。望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進についてでございます。評価は△（しろさんかく）でございます。理由といたしましては、成果指標22.小児生活習慣病予防検診の児童の有所見率が増加傾向にあることから、施策の実現が図られてきているとはいえないということです。折角、全校でヘルシースクールプラン等を作成していることから、残念な状況でございます。32ページをお開きください。体力向上の取組の推進でございます。これの評価は△（しろさんかく）でございます。成果指標26.新体力テストの総合得点Tスコアが目標値を下回っている状況でございます。また、成果指標27.「お子さんは、すすんで体を動かしている」と回答する保護者の割合も横ばいであり、施策の実現が図られてきているとはいえないということから、引き続き評価を△（しろさんかく）とさせていただきます。54ページをお開きください。文化財の保護と活用でございます。55ページの成果指標38.「地域には学ぶ場と機会が十分にある」と回答する人の割合は目標を達成しております。また、39.「この1年くらいの間に、生涯学習をしたことがある。」と回答する人の割合と、40.「生涯学習に関する情報提供が十分である」と回答する人の割合は目標値付近で推移していることから、

施策の実現が概ね図られてきていると評価し、引き続き、○（まる）としました。59ページをお開きください。教育的支援が必要な子どもへの対応、特に不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒ですが、評価は昨年度の○（まる）から△（しろさんかく）に変更しております。60ページの成果指標43. 学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合が増加しています。学習機会等に恵まれない子ども達がいるということであり、施策の実現が図られてきているとはいえないということから、本評価としました。最後に93ページをご覧ください。放課後の子どもの居場所づくりの推進でございます。こちらは評価を◎（にじゅうまる）とさせていただいております。昨年度の○（まる）から◎（にじゅうまる）に変更しており、唯一の◎（にじゅうまる）です。令和5年度をもって放課後子ども教室を小学校と義務教育学校、全ての学校で開室したことで、施策の実現が図られてきているといえると評価しております。なお、本件に関しては、先日、あべ俊子文部科学副大臣が塩浜学園の放課後子ども教室の視察に訪れたことも、蛇足ですが付け加えさせていただきます。以上、私から概要を説明させていただきました。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。説明は終わりました。なお、詳細な説明は、次の議案第11号で行われるとのことですので、具体的な内容に関する質疑応答はその際にお願ひできればと思います。ただ今の報告について、ご意見、ご質問でございますでしょうか。

特にないようですので、報告第11号を終了いたします。続きまして、「議案」に入ります。議案第11号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案3ページから4ページをお願いいたします。

はじめに、諮問理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び2項におきまして、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこと、そして、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするのが定められております。このため、令和5年度の点検・評価につきましては、市川市教育振興審議会に意見を求めるため、諮問するものでございます。議案の4ページをお願いいたします。こちらが諮問書となっております。続きまして、先ほどの別冊1「点検・評価報告書案」をお手元をお願いいたします。先ほど教育長から報告のございました施策を除き、審議会でこれまでご意見があり関心が高い施策につきまして、私の方から4項目

を簡単にご説明させていただきます。46ページをお願いいたします。学校卒業後における障がい者の学びの支援です。こちらにつきましては、評価は○（まる）といたしました。評価の理由につきましては、47ページにあります成果指標38が目標値を達成していること、また、39、40は目標値付近で推移していることが挙げられます。県立市川大野高等学校と柏井公民館との協力関係に基づき、連携講座を開催するなど努めてきたことから、施策の実現が概ね図られているものと考えております。続きまして、57ページをお願いいたします。特別支援教育の推進についてであります。評価は○（まる）といたしました。評価の理由につきましては、58ページにあります成果指標42は、中学校で上昇、小学校で横ばい、幼稚園で下降と、学校種でばらつきが見られたものの、昨年度、特別支援学級や通級指導教室を新たに設置するなど支援の充実を図ってきたことから、施策の実現が概ね図られていると考えております。63ページをお願いいたします。教育費負担の軽減に向けた経済的支援についてであります。評価は○（まる）といたしました。その理由につきましては、成果指標47の目標値を達成しており、48は概ね横ばいで推移していること、また、事業内容にもあります就学支援制度につきまして、ホームページや広報紙への掲載、各学校へのチラシの配布をするなど周知徹底に努めてきたことから、施策の実現が概ね図られているものと考えております。91ページをお願いいたします。いじめ、暴力行為などへの対応や、子どもや保護者を支援する相談体制の強化についてであります。評価は○（まる）といたしました。その理由につきましては、成果指標6は目標値付近で推移し、7につきましては小学校で横ばい、中学校で上昇という結果になっております。学校内外の相談体制の整備や通学パトロール、保護者対応等に係る研修など様々な施策に取り組んできたことから、施策の実現が概ね図られているものと考えております。最後に、今後の予定についてです。本日、本議案をお認めいただきましたら、市川市教育振興審議会に諮問をし、8月の教育委員会定例会におきまして答申の報告、そして改めて最終的な報告につきまして、教育委員の皆様にご審議いただく予定でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、何か質疑はございますでしょうか。それでは、私の方から1点よろしいでしょうか。特に指標に関して、評価に関してというものではないのですが、1点気にかかる点があります。24ページ、確かな学力を育成する、あるいはその続きとなる情報教育の推進という部分です。本会議後、2年目の教員のレポートを見る会があるのですが、レポートの中に必ず出てくるのが、生徒間の学力差が大きいこと、これに対し、低い子どもに合わせると

上の子どもが遊んでしまうし、上の子どもに合わせると下の子どもが落ちてしまう、これにとっても苦勞するということが必ず出てきます。正に学習の個別化が求められている、あるいは黒板を写すことのできない子どもへの対応として、先生が苦勞して手書きのプリントを作り、実物投影機に映すなど色々とレポートには書かれています。しかし、本来であればここにICT、タブレットが活きてこないといけないはずなのに、そういった実践が全然出てこない。やはり、本当の意味で学力を上げていくとか情報教育の推進を図っていく中では、表に出てくる評価とは別で、なかなか進んでいないとすごく感じます。これについては、総合教育会議から話が出ていたと思いますが、個別化をきちんと進めるために、教育委員会としてどう進めればいいのか、横断的にプロジェクトなど考えていただき、推進することはできないでしょうか。市川においては以前、読書教育の推進を市川の大きな特徴として大胆に進め、それが今残っていて大きな財産となっています。確かに読書が好きという子どもが減って悲しいですが、社会情勢を見ると低下傾向に歯止めをかけるのは難しいかなという思いがあります。しかし、市川には財産もあるから、救われている部分もたくさんあると感じています。是非、ICTの活用についても踏襲しているのではなく一歩進んで新しい踏み出しができないか。現場で先生たちは困っているの、その解決策にできないか、考えていただくきっかけにこれがなったらいいな、元々答申をするのは色々な知見をお持ちの方たちの更にいろいろなご意見をいただく場として、評価いただくわけなので、現状についてもお話ししたうえで、色々なサジェッション、アドバイスをいただけたらいいのではないかとあえて発言させていただきました。是非、ご検討をお願いいたします。

他にいかがでしょうか。それでは、特にご質問ないので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第12号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案の5ページをお願いいたします。公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査

審議するもので、社会教育法第29条の規定を受けて、本市では市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第1項により設置しております。本議案は、市川市公民館運営審議会委員を委嘱している2名の委員より、辞任の申し出がありましたことから、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定に基づき、委員候補として2名を選出しましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、議案としてお諮りするものでございます。解嘱する委員及び委嘱する委員候補者につきましては、議案の6ページをご覧ください。任期は、解嘱する委員の残任期間となります令和6年6月7日から令和7年6月5日までとなります。市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりました。何か質疑はございますでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第13号「市川市博物館協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。恐れ入りますが、議案の7ページをお願いいたします。このたび、辞任願を提出した3名の委員を解任するとともに、「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例」以下、条例と申しますが、条例第10条第2項の規定に基づき、新たに2名の委員を任命する必要があることから議案としてお諮りさせていただくものです。続いて8ページをお願いいたします。解任および任命委員につきましては、こちらのとおりとなっております。解任3名、任命2名となることから、1名の減となり、委員の合計は14名となりますが、条例上、博物館協議会は、15名以内で構成するとされております。今後、適任者が現れた場合には、改めて任命の議案としてお諮りさせていただきます。また、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とし、本年6月7日から令和7年7月4日までとなります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようです

ので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第14号「市川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。恐れ入りますが議案の9ページをお願いいたします。このたび、教育委員会の諮問機関である市川市文化財保護審議会委員の任期が本日令和6年6月6日で満了となりますことから、市川市文化財保護条例第47条第1項の規定に基づき、新たな委員を委嘱する必要があるため、議案としてお諮りさせていただくものです。続いて10ページをお願いいたします。新たに委嘱する委員につきましては、こちらの一覧のとおりとなっております。委員は、文化財に関する、それぞれの専門分野で学識を有する8名で、再任が7名、新任が1名となっております。任期は、明日令和6年6月7日から令和8年6月6日までの2年間となります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第15号「市川市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。恐れ入りますが、議案の11ページをお願いいたします。教育委員会が、市川市文化財保護条例第29条第1項の規定により、指定無形民俗文化財の指定を行うにあたり、同条第3項において準用する第23条第3項の規定に基づき、指定の可否について、市川市文化財保護審議会の意見を求める

必要があることから、議案としてお諮りさせていただくものです。続いて12ページをお願いいたします。本日議決をいただいた場合の諮問書をお付けしております。指定候補の名称は、「行徳の神輿文化と祭礼」としております。続いて13ページをお願いいたします。指定候補についての概要と、本日議決をいただいた場合の、その後の予定について、お示ししております。本年の7月から8月に開催を予定しております、文化財保護審議会において諮問を行い、答申をいただいた後に、9月の定例教育委員会で、こちらの答申を踏まえた、文化財指定の可否について、議案としてお諮りさせていただく予定です。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第16号「市川市少年補導員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案の15ページから23ページをご覧ください。市川市少年補導員の任期満了にともない、市川市少年センター設置条例第9条第2項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、第1号委員PTA会員54名及び第4号委員民間有識者106名、合計160名を補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。なお、任期につきましては、令和6年6月12日から令和8年6月11日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「令和6年度における教科書展示会について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。25 ページ、その他(1)をご覧ください。令和 6 年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校・特別支援学校用の教科書及び令和 7 年度使用の小学校用教科書、特別支援学校用の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間は、第 1 回が 6 月 14 日から 7 月 3 日まで、第 2 回が 7 月 8 日から同月 12 日まで、第 3 回が 7 月 20 日から 9 月 1 日までとなっております。場所は第 1 回につきましては、昨年度から変更し、市役所第 1 庁舎 1 階にあります大型モニター前スペースで行います。第 2 回は、南行徳市民談話室で、第 3 回は生涯学習センター 3 階の市川市文学ミュージアム資料室でございます。今年度は会場を一部変更し、より多くの方に見ていただくことができるよう、展示会を実施いたします。なお、教科書展示は市民から早期に行う求めがあることから、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示として、第 1 回展示会に先立ち、同じ場所で数日間早目に展示する可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(1)を終了いたします。次に、その他(2)「令和 6 年度市川市奨学生応募・決定の状況」を説明してください。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。令和 6 年度市川市奨学生選考委員会を去る 5 月 31 日（金）に開催し、奨学生の選考について答申を受け決定しましたのでご報告いたします。はじめに、奨学資金制度の概要についてご説明いたします。本制度の目的は、学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対しまして、奨学資金を支給することにより、教育の機会均等を図るものでございます。今年度の応募状況ですが、表の応募者数をご覧ください。国公立 69 名、私立 65 名、合計 134 名で、昨年度より応募者が 46 名減少しました。減少した要因としては、コロナ禍が終息し経済社会活動が正常化に向かっていることや、今回より、学力基準を見直したことによるものではないかと考えております。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第 3 条で「毎年、予算の範囲内で定める」と規定されております。「市川市奨学生選考委員会」において、学力や家計の状況等を総合的に勘案し、ご審議いただいた結果、基準を満たした 107 人を奨学生として選考する、との答申を受けました。この答申に基づき奨学生を決定した結果、予算額 1,890 万円に

対して 1,522 万 8 千円を支給することとなりました。なお、今年度は基準を満たしたすべての方に支給できる結果となりました。学力基準や所得基準を満たさず不支給となった方は 27 名となります。不支給決定者については、7 月頃から募集を行う千葉県の「奨学のための給付金」や、10 月頃に募集を行う無利子での貸付である「千葉県奨学資金」等の制度をご案内させていただきます。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、報告第12号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定によりまして、教育次長、各部部長、次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席となりますので、ここで、暫時休憩といたします。

(指定職員以外 退席)

○教育長

それでは、議事を再開いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

議事を再開いたします。報告第12号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。ご説明いたします。別冊2の1ページをご覧ください。令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員のうち、5月の定例教育委員会において未決定でありました保護者等の代表1名の推薦については、本日までに会議の開催が予定されていたことから、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、ご報告いたします。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第12号を終了いたします。それでは、お配りいたしました議案の別冊2につきましては回収させていただきます。

(別冊2回収)

○山元幸恵委員

それでは、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたしました。
教育長お願いいたします。

○教育長

退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

(職員 入室)

○教育長

お待たせいたしました。それでは、その他教育委員の皆様から、ご意見、ご要望がございましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、令和6年6月定例教育委員会を閉会いたします。